

東日本大震災からの復旧・復興に関する重点提言

東日本大震災からの速やかな復旧・復興を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 復旧・復興事業の実態に即した財政支援等について

(1) 消費税増税にあたり、復興特別法人税の前倒し廃止が検討されることとなっているが、廃止された場合の代替財源をはじめ、復興財源の十分な確保を図ること。

また、資産の譲渡等に適用される消費税率に関する経過措置の要件緩和や増税分の給付措置等を講じること。

(2) 東日本大震災復興交付金については、5年間の事業期間とされているが、平成27年度までに事業計画を提出し採択された事業については、平成28年度以降も対象とするなど、被災地域の現状に照らし、事業期間を延伸するとともに必要な財源を確実に確保すること。

また、工期が3年以上見込まれる全体設計工事の発注にあたり、工期設定などに支障が出ていることから、全体設計の工期を平成28年度以降に設定することが可能とする運用などの対応を早急に図ること。

さらに、交付金事業計画について、地域ごとの実情を十分に配慮の上、早期に幅広く採択するとともに、被災自治体が提案する復興に必要な事業を基幹事業に追加する等、被災自治体の意見を踏まえた一層の柔軟な運用を行なうこと。

(3) 災害復旧事業及び震災復興事業に係る震災復興特別交付税等地方財政措置について、復興事業が完了するまでの間、継続的な措置を講じること。

(4) 普通交付税の減額や税制改革に伴う財政への影響は、被災自治体にとって非常に大きいものであるため、被災地の特殊事情を考慮した財政支援措置を講じること。

(5) 社会資本整備総合交付金（復興枠）については、平成26年度以降も継続すること。

(6) 被災地が公共施設等の再建等を確実にできるよう、緊急防災・減災事業債を継続し、最優先に被災地に配分すること。

(7) 震災被害による移転跡地について、居住系から非居住系に土地利用の転換を図らざるを得ない状況にあり、早期復興を実現するため、移転跡地整備に関する新たな支援制度を構築すること。

- (8) 防災集団移転促進事業における全ての土地の買取りや土地購入後の活用など、弾力的な運用を図るとともに、必要な財政措置を講じること。
- (9) 組合施行の土地区画整理事業について、地価下落分や土地取引の減少分に対応した補助制度の創設など、事業の早期完了に向けた財政措置を講じること。
- (10) 内陸部において、津波被害地域の堤防建設事業等に使用される土砂を運搬する大型車両の通行量が増加しており、その通行により破損した市道等の路面復旧費や土砂採取周辺住民対策費についての財政支援を実施すること。
- また、震災復旧工事に伴う土砂採取情報として、採取場所・期間、大型車両の運行経路等を関係自治体に事前に情報提供すること。
- (11) 震災による行方不明者について、復旧が進まず浸水したままの地区においては、今後も捜索活動を継続すること。
- 併せて、身元不明者についても、引続きDNA鑑定や似顔絵を公表することで、早期判明に努めること。
- (12) 増大する復興事業への対応を図るため、全国の地方自治体からの被災市町村への職員派遣について必要な措置を講じること。
- また、職員派遣に係る調整事務や自治体元職員の採用事務等について負担が大きいため、これらを国又は県が行う枠組みを創設すること。
- (13) 東日本大震災からの復興に向けて、都市自治体が被災地への様々な支援に取り組むことができるよう、環境整備に積極的に務めること。
- (14) 農業相続人に課せられる農地等の相続税について、復興事業を早期に進めるため、一定の条件下で猶予される相続税の免除要件を緩和する措置を講じること。
- (15) 東日本大震災特別家賃低減化事業については、建物管理開始から10年間とされているが、低所得者の生活の維持のため、さらなる支援延長を講じること。
- また、6年目以降家賃補助が減少することから、それについても同様の支援を講じること。
- (16) 中小企業基盤整備機構が整備し、被災自治体に譲渡された仮設建築物について、借地に整備した仮設建築物の撤去費用が大きな財政負担となることが見込まれることから、仮設建築物の撤去費用に対する助成制度を創設すること。
- (17) 避難先における十分な支援を継続するため、避難者受入市町村の負担が生じないように、十分な財政措置を講じること。
- (18) 被災地における復興を推進するため、復興に係る計画策定や交付金申請等における資料作成や国等との協議の簡素化、土地利用に係る許可や要件の緩和措置を

講じること。

2. 被災者の生活再建支援等について

- (1) 被災地域の一日も早い復旧・復興が地域間の格差なく実現されるよう、地震により住家被害が甚大な場合の住宅再建支援について、財政支援の充実を図ること。
- (2) 被災者生活再建支援制度について、津波により住家全体が流失した世帯など、住家被害が甚大な場合は特段の支援が必要であることから、世帯要件の緩和や付帯施設等への適用対象の拡大等制度の拡充を図ること。
- (3) 被災児童生徒就学支援等臨時特例交付金に係る基金について、平成 26 年度までとされている期限を延長すること。
- (4) 災害援護資金貸付制度について、津波により住家全体が流出した場合など被害が甚大な世帯に対する貸付限度額の引き上げなど制度の拡充を図ること。
- (5) 災害援護資金貸付制度は、所在不明者や生活困窮者が多数存在するため、多額の未収金が発生することが想定されることから、各自治体が当該貸付金に係る債権を免除又は放棄することが適当であると判断する場合には、国においても自治体への債権を免除する規定を制定すること。

また、自治体個々の取組みには限界があるため、国において債権専門回収機構等を設置し、専門的かつ専属的に債権回収を実施すること。

- (6) 被災した医療機関の早期再建や常勤医師の地域的偏在の是正に向けた取組みを強化するとともに、地域住民が安心して暮らせる医療環境の充実を図ること。
- (7) 介護保険制度について
 - ① 被災地の保険者が震災の影響による保険財政の逼迫を招くことなく、円滑かつ健全な制度運営ができるよう、必要かつ十分な財政措置を講じること。
 - ② 被災者の生活再建を支援する介護保険の利用者負担等の減免措置について、国の責任において全額財政支援措置を講じるとともに、平成 24 年 10 月以降の自治体負担分についても遡及して全額補填を実施すること。
 - ③ 被災自治体に取り組む介護職員確保対策について、財政的支援を行うこと。
 - ④ 災害危険区域における移転促進区域内の土地等の譲渡に伴う所得があった第 1 号被保険者の介護保険料を減免した場合、その減免額について、平成 25 年度分から財政支援措置を講じること。
- (8) 国民健康保険制度等について
 - ① 被災地の保険者が震災の影響による保険財政の逼迫を招くことなく、円滑か

つ健全な制度運営ができるよう、必要かつ十分な財政措置を講じること。

- ② 被災者の生活再建を支援する国民健康保険及び後期高齢者医療制度の一部負担金等免除措置について、国の責任において全額財政支援措置を講じるとともに、平成 24 年 10 月以降の自治体負担分についても遡及して全額補填を実施すること。

- (9) 震災以降の心のケアが必要な児童生徒に対し、よりきめ細かな教育を実現し、豊かな教育環境を整備するため、弾力的な学級編制ができるよう復興加配教員等の継続した配置を図るとともに、養護教諭や栄養教諭も含めた加配の充実を図ること。

また、緊急スクールカウンセラー等派遣事業を継続実施すること。

- (10) 被災者の孤立防止のための見守りやコミュニティづくり、心のケアを含む健康支援など、生活再建に向けた各種支援施策を、被災自治体や被災者を支援する団体等が継続的、安定的に実施できるよう、「地域支え合い体制づくり事業」をはじめ、必要かつ十分な財政支援を長期的に行うこと。

- (11) 震災に伴う子どもの心のケアに関する取組みについて、安定的な実施体制を確保するため、安心こども基金による財政措置を継続すること。

- (12) 避難者の住宅確保及び就業支援に関する施策等の推進を含めた「子ども・被災者生活支援法(略称)」の基本方針に基づく被災者支援の具体的施策を実施すること。

- (13) 被災者の声に耳に傾け、損害賠償、除染、生活基盤の再建など、被災者が安全で安心な生活を取り戻すために必要な取組みを加速させ、被災者の望む復興の早期実現に全力を尽くすこと。

3. 地域産業の復興・再生について

- (1) 「中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業」について、平成 26 年度以降の制度継続を早期に明示するとともに、必要な予算を確保すること。

- (2) 津波により甚大な被害を受けた沿岸地域の賑わいを取り戻し、地域の再活性化を図るため、復興に向け都市自治体が独自に実施する取組について必要な財政措置を講じること。

- (3) 東日本大震災被災地域において、復旧・復興対策が確実に実施されるよう必要な予算を確保するとともに、地域農業の再生や経営再開に向けた取組をより一層支援すること。

また、地域の中心となる経営体への農地集積等が円滑に実施できるよう、弾力的な復興支援を行うこと。

- (4) 集落営農の法人化を進めるに当たっては、農業者等が取得した農業用機械・施設の譲渡に係る所得税を免除するなど、必要な財政支援措置を講じること。
- (5) 被災事業所の業績回復を加速し、被災地域の経済再生を促進するため、公益財団法人等からの助成金について国庫補助金と同様に圧縮記帳を認め、被災事業所の税負担軽減措置を拡大すること。
- (6) 津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助金については、復興の加速化を図るためにも、被災地域の実情を踏まえた継続的な対応を図ること。
- (7) 東北地方の高速道路の利用料の減免及び旅客事業者への補助等の観光振興に係る支援措置を継続すること。

4. 公共施設等の復旧支援について

- (1) 災害公営住宅の国庫補助等対象額の算定基礎となる標準建設費については、人件費・資材単価等の上昇が続いており、平成 25 年度発注予定の建設工事においては、標準建設費を大幅に超える状況であることから、早期に標準建設費の増額を行うとともに、措置された場合の遡及など柔軟な運用を行うこと。

また、災害公営住宅建設に必要な特殊基礎工事費特例加算額については、全額復興交付金の対象となるよう措置すること。

- (2) 災害公営住宅の用地取得造成に対する国の補助は、平成 25 年度までの歳出予算に係るものに限るとされているが、平成 25 年度中に災害公営住宅の用地取得のめどが立たない地区が発生することが想定されるため、平成 26 年度以降も国庫補助を継続すること。
- (3) 地域の安全性を確保し、更なる復興を図るため、道路・橋梁等の維持管理等に係る費用について財政措置を充実すること。
- (4) 東日本大震災に係る砂防ダム等公共施設の維持補修、改修工事、撤去に係る費用について財政措置を講じること。
- (5) 被災した農業集落排水施設の撤去費用や滅失した施設に対する財政支援制度を創設すること。
- (6) 消防防災施設・設備等の復旧に関し、消防防災施設・設備災害復旧費補助金及び地方交付税措置等、長期的な財政措置を講じること。
- (7) 公立学校施設の耐震化については、東日本大震災復興特別会計等による支援措

置を継続するとともに、事業補助率を一律2／3とし、改修事業については補助単価を実施単価とするよう国庫補助制度の見直しを図ること。

- (8) 学校を除く避難所施設、福祉避難所及び避難所併設小規模備蓄倉庫等における耐震化及び長寿命化対策に対する財政支援制度を構築するとともに、避難所用設備、備蓄非常食等の避難者用応急備品の整備及び避難所誘導案内板等整備に対する財政支援制度を構築すること。
- (9) 市町村または広域行政等で実施する防災訓練等に対する財政支援制度を構築すること。
- (10) 東日本大震災に係る地域産業の復興・再生を進めるため、鉄道の早期復旧が図られるよう、地域の実情に応じ、鉄道事業者に対する支援措置を拡充すること。
また、鉄道復旧までの代替交通及び仮設住宅等からの公共交通を確保するため、必要な財政支援措置を講じること。
- (11) 被災地域の再生に必要な復興道路・復興支援道路等の道路網の整備促進を図ること。
- (12) 計画的な道路整備事業を推進するため、廃止された地方特定道路整備事業の代替措置を講じるなど財政支援を行うこと。
- (13) 多重防災型まちづくりに必要な湾口防波堤と防潮堤等の海岸保全施設等の速やかな復旧整備を図るとともに、現在整備中の湾口防波堤等についても早期に整備すること。
- (14) 国際物流ターミナルについては、大型船に対応した大水深の耐震強化岸壁を早期に整備するとともに、港湾の背後へ再生可能エネルギーを核とした産業集積など、港湾機能の拡大を図ること。
- (15) 再生可能エネルギー発電設備の導入支援制度の対象地域を特定被災地域の周辺地域にも拡充すること。

地震・津波等災害防災対策の充実強化に関する

重点提言

地震・津波等災害防災対策の充実強化を図るため、国は、特に次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 地震・津波対策の充実強化について

- (1) 「防災・減災等に資する国土強靱化基本法」の早期成立を図り、ハード・ソフト両面にわたる国土の強靱化の積極的、長期的な取組みを行うこと。
- (2) 南海トラフの巨大地震による被害想定に基づき、早急に地震対策大綱等を策定するとともに、「東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律（南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法）」の早期成立を図ること。また、高台移転がスムーズに進むよう、同法に土地が収用できる権限を盛り込むこと。

さらに、東南海・南海地震防災対策推進地域など、著しい地震災害が生じる恐れのある地域について、地震防災対策強化地域の指定を行うこと。

また、南海トラフ以外の地域においても地震・津波の被害想定について早急に明らかにし、総合的な対策を講じること。

- (3) 首都直下地震に対しては、「首都直下地震対策特別措置法」の早期成立を図るとともに、東日本大震災によって浮彫りとなった、首都圏特有の被害状況の分析を行ったうえで、総合的な対策を講じること。
- (4) 海底断層調査について、一層の推進を図るとともに、未確認断層については、断層調査の実施により、早急に国としての統一的な知見を示すこと。
また、地震・津波対策について、地域防災計画の見直し及び被害想定シミュレーションやハザードマップの整備等、地方自治体における防災・減災対策に対して十分な財政措置を講じること。
- (5) 津波避難タワーをはじめ、避難路・海拔表示板の整備、道路法面を利用した津波一時避難場所の整備、特定避難困難地域に係る対策、浸水被害への排水等の津波対策に対して財政措置を拡充すること。
- (6) 津波浸水区域にある公共施設について、津波避難施設としての改築や防災拠点施設としての浸水区域外への移転に対する財政措置を拡充するなど、津波防災対

策の更なる充実強化を図ること。

また、企業や住宅、避難所等の高台あるいは内陸移転について、土地利用の規制緩和を行うこと。

さらに、防災避難広場等に係る施設の用地取得について、土地収用法による事業認定を受けずに譲渡所得の特別控除等の特例が適用される「特掲事業」とするよう租税特別措置法の適用を拡大すること。

(7) 防災拠点や避難所等の耐震化を強力に推進するため、庁舎、公民館等の公共施設及び地域コミュニティ施設の耐震改修や大規模改修に対し、財政措置を拡充すること。

(8) 民間建築物の耐震化を促進するため、社会資本整備総合交付金等、現行制度における補助要件の緩和や財政措置の拡充を図ること。

(9) 災害が発生した際の緊急輸送、避難機能の確保のため、耐震強化岸壁や浮棧橋の整備を推進すること。

また、内陸への津波の侵入を防止するため、防潮堤や河川堤防、港湾施設等の嵩上げや耐震改修、樋門等閉鎖の迅速化を早急に実施するとともに、地方負担への十分な財政措置を講じること。

(10) 液状化の発生メカニズムの解析と液状化対策の調査研究を進め、液状化対策を推進するための法整備を行うとともに、財政措置を講じること。

また、被害が発生した場合の住宅への更なる財政支援や、公共施設の復旧に向けた指針を作成すること。

2. 防災・減災対策の充実強化について

(1) 防災行政無線については、そのデジタル化や、市町村合併に伴う統合整備等に対する財政措置の拡充を図ること。

また、国や消防機関等の無線局と同様、電波利用料を全額免除すること。

さらに、住民等からの情報が入りにくい地域における災害を早期に発見し、周知することができる情報収集システムを整備すること。

(2) 地域の防災力を強化するため、地方自治体が実施する自主防災組織の活動支援及び防災資機材の整備支援に対して財政措置を講じること。

また、自主防災組織が、防災のために津波避難施設（避難路・避難地・避難地備蓄倉庫等）を農地に整備する際の農地転用手続きについて、手続きを行わずに施設の整備が可能となるよう農地法の緩和規定を設けるとともに、避難地に専ら防災

のための備蓄倉庫の用途に供する簡易な施設を整備する際の建築確認申請についても、申請が不要となるよう建築基準法の緩和規定を設けること。

- (3) 災害応急対策又は災害復旧に必要な備蓄物資・資材の購入及び更新に要する経費について、必要な財政措置を講じること。また、食糧、生活必需品等の膨大な備蓄を要するものについては、国において備蓄供給体制を確立すること。

さらに、災害時における安定的な燃料供給体制の構築のため、自治体が設置する危険物施設（貯蔵所、取扱所）に対する財政措置を講じること。

- (4) 富士山火山防災対策については、監視機器の充実を図るとともに、火山灰や融雪型火山泥流等の更なる分析、避難など実際の運用、火山情報の共有化及び情報提供のあり方、関係機関の連携のあり方等の調査・研究を行い、防災対策に係る協議を継続すること。

また、東海地震と同様、火山情報に応じた高速道路活用の防災体制がとられるよう体制整備を行うこと。

- (5) 帰宅困難者への対策として、一時避難場所の確保や事業所の社会的責務の明確化を推進するなど、帰宅支援において行政や事業者を含めた関係機関が連携を図れる体制を整備すること。

また、避難所や医療救護所、防災備蓄品の整備における国庫負担の対象に、災害発生前の事前準備に要する費用も含めること。

さらに、一時滞在施設等における帰宅困難者に対する救護措置等の結果について、賠償責任を問わないよう法整備を行うこと。

- (6) 住民ニーズを踏まえたきめ細かな防災・減災対策が実施できるよう地方自治体が柔軟に活用できる交付金制度を創設すること。

また、緊急防災・減災事業債について、平成 26 年度以降も継続するとともに、発行枠の拡大、事業費の増額をし、割落としかかからないように措置すること。

- (7) 基幹的広域防災拠点等の設置箇所を早急に増やすとともに、整備に当たっては、地元都市自治体に負担が生じないよう財政措置を講じること。

3. 発災時の支援対策の充実強化について

- (1) 災害復旧・復興を早期かつ着実に進めるため、国が負担する災害復旧事業の採択基準の緩和及び事務手続きの簡素化等の措置を講じること。

また、災害復旧事業に係る経費は膨大なものとなるため、その地方負担分に対し、さらなる支援の充実を図ること。さらに、平成 22 年に廃止された災害復旧

事業に係る工事雑費や事務費等に対する国庫補助を早急に復活させること。

(2) 大規模災害発生時の被災自治体への支援を効果的に行うため、災害救助法及び関係する諸制度において、支援物資の提供、職員の派遣などの基礎自治体間の支援に係る仕組みや国の財政負担などを明確に位置づけること。

(3) 台風等により甚大な被害が生じた地域における生活再建支援や復旧・復興について万全の対策を行うこと。

また、激甚災害指定の迅速化を図るとともに、激甚災害に指定されない被害についても、特段の財政支援を行うこと。

さらに、市町村単位に適用される災害救助法及び被災者生活再建支援法については、同一災害により被災した全ての世帯が同様の支援を受けられるよう基準を緩和すること。

(4) 災害援護資金貸付制度については、東日本大震災の被災者への特例措置同様に償還免除要件の拡大など、借受人の困窮状態あるいは所在不明等の実情に応じ、弾力的な取扱いができるようにすること。また、償還不能となった借受人及び保証人の償還金については、国も応分の負担を行うこと。

(5) 東日本大震災に伴う地殻変動により、市町村管理の公共基準点について改定が必要となることから、改定に伴う費用について財政措置を講じること。

4. 消防・救急体制の充実強化について

(1) 活動波を含む消防救急無線のデジタル化に対する補助対象要件を緩和するとともに、財政措置を拡充すること。

(2) 消防庁舎建替事業について国庫補助の対象とするとともに、消防の広域化に対する財政措置を拡充すること。

また、消防防災施設整備費補助金については、防災備蓄倉庫の整備に対する補助要件を緩和するとともに、消防団施設の耐震化、既存の非耐震防火水槽の耐震補強工事を補助対象とすること。さらに、緊急消防援助隊設備整備費補助金についても、補助対象及び補助基準額の拡充を図ること。

(3) 常備消防費及び救急業務費等を含む消防費の単位費用算定基礎は、現行「人口」であるが、面積、高齢化の状況、辺地・離島・山村等地域の抱える状況等を考慮し、実情をより反映した算定とすること。

(4) 消防団の装備について、大災害時にも適切に対応しうるよう機動性を高め、更に安全性を強化するため、新しいIT技術の活用(双方向通信システムの導入)、

個人装備の安全性の向上（安全性の高い靴・手袋等の着用の義務付け）等装備の基準を抜本的に見直し、所要の財政措置を講じること。

東京電力福島第一原子力発電所事故への対応と 原子力安全対策等に関する重点提言

東京電力福島第一原子力発電所事故の早期収束と完全な賠償、そして放射性物質による国民・住民生活に対する影響への対応、原子力安全・防災対策の充実、汚染水対策の着実な推進、さらには、中・長期的なエネルギー政策の構築等、次の事項について国の責任と財政負担により、万全の措置を講じられたい。

1. 東京電力福島第一原子力発電所事故への対応について

(1) 原発事故に関する対応への財政措置等について

- ① 東日本大震災復興交付金については、原子力災害対策についても活用できるよう対象要件の緩和や事業の拡充を図るとともに、必要額を確保すること。
- ② 原発事故に伴う損耗残価率の適用により大幅減収となった固定資産税や都市計画税など、税収の減収分について財政措置を講じること。

(2) 放射性物質の除染対策について

- ① 放射性物質で汚染された廃棄物や土壌、焼却灰等の管理・中間処理・最終処分などの処理のプロセスや、中間貯蔵施設・最終処分場の設置等について、国が主体的に責任を持って住民に説明するとともに、基準を超える廃棄物の処理及び必要な施設の設置について、国が迅速に責任を持って対応すること。また、基準値内の一般廃棄物についても、指定廃棄物と一体的な処理を国が責任を持って行うこと。
- ② 地域の除染を迅速に進めるため、除染方法に関する協議の簡素化、除染実施者である市町村が現場の状況に応じた除染方法や手順を速やかにかつ柔軟に選択することができる運用の見直し、除染に係る経費の対象範囲を拡充すること。また、除染経費について実態に即した標準単価を設定するとともに、基金の造成も含め、国が全額を負担すること。さらに、汚染状況重点調査地域の民有地の所有者等が先行して行った除染においては、遡及分を含む費用について万全の措置を講じること。
- ③ 効果が低かった場合や再汚染した場合など、繰り返し除染を実施した場合の経費についても財政措置を講じること。
- ④ 新たな除染手法・技術を検証し、より有効な手法は積極的に採用するなど随時「除染関係ガイドライン」を見直し、国が費用負担する除染に係る経費対象

として認めること。また、都市自治体の実施する除染作業は人員確保に苦慮していることから、委託基準について特段の配慮を講じること。

- ⑤ 都市自治体が必要と認めるホットスポット（低線量の地域の中で局所的に線量が高い箇所等）対策について財政措置を講じること。
 - ⑥ 放射性物質を含む焼却灰等や下水汚泥などの廃棄物及び放射性物質を含む浄水発生土の処理については、周辺環境への安全対策に万全を期し、放射能汚染濃度に関わらず、国の責任において、搬出先を早急に確保するとともに、必要な財政措置を講じること。
 - ⑦ 河川等については、国の責任において適切なポイントを選定の上、空間放射線量の測定を実施し、公表すること。また、河川等における除染対策等の方針を早急に示し、国の責任において適切な措置を講じること。
 - ⑧ 大気、海水、農地、農林水産物などに対する放射線モニタリング体制の強化を図るとともに、住民の冷静な行動を促す適切な情報伝達体制を構築すること。また、大気中などの放射線量に関しては、早急に運用の統一基準を示すこと。さらに、その測定した値が統一基準値を超えている場合、県、市町村及び学校等が講じるべき具体的放射線量低減策を示すとともに、市町村が実施する放射線量測定及び放射線量低減策等に係る費用については、万全の財政措置を講じること。
 - ⑨ 利用できないほだ木及びほだ場の除染によって発生する落葉層の最終処分方法を提示し、その処理を行う補助事業を創設すること。
 - ⑩ 大規模事業所（ゴルフ場等）に係る除染について具体的な手法を確立するとともに、国の責任において除染すること。
 - ⑪ 表土除去後の覆土に要する経費について、厚生労働省所管の施設（保育所等）を早急に補助対象事業として認めること。
 - ⑫ 放射性物質の拡散による農産物の市場価格の下落や販売不振等の影響を踏まえ、東京電力の賠償の対象とならない農地等の除染費用についても、支援措置を講じること。
 - ⑬ 一定地域内の一般家庭等において薪ストーブを使用した際に発生する灰の取扱基準の明確化と放射線量の測定方法の簡素化を図ること。
- (3) 汚染水の漏えい対策について
- ① 福島第一原子力発電所の汚染水の対策については、国の責任に基づき、汚染水漏えいの原因究明と一刻も早い漏えい防止、また、あらゆるリスクを想定し

た再発防止対策を早期に実施するとともに、海洋放出を行わないよう、東京電力に対し強く指導すること。さらに、国民に対し、漏えいの影響によるあらゆるリスクとその対策について、わかりやすくかつ正確に説明するなど、迅速かつ丁寧な情報提供を行うこと。

- ② モニタリング等により得られた知見などを積極的に開示し、漁業操業への全面的な助言・指導を実施するほか、風評対策に万全を期すこと。また、漏えい監視体制の強化と周辺環境への影響調査の実施を東京電力に対し強く指導すること。

(4) 食品等の安全確保対策への支援について

- ① 水道水の放射性物質の検査については、今後も継続して定期的実施するとともに、摂取制限等緊急時の飲料水確保のための支援体制を早急に確立すること。
- ② 住民が持ち込む自家消費野菜等の放射能測定事業に対する必要な財政措置と技術的な支援を行うこと。また、今後も長期にわたり子どもたちの被ばく防止や保護者の不安解消などの対策が必要なことから、学校給食など放射性物質測定に要する経費についても継続的な財政措置を講じること。
- ③ 米の全量全袋検査等の経費については、国が全額を負担すること。
- ④ カリ肥料等放射性物質吸収抑制資材の散布に係る費用については、国が全額を負担すること。また、対象農地の調査等事業要件の確認が、都市自治体や事業主体等の負担となることから、これらの調査を国の責任において実施すること。
- ⑤ 農林水産物等に係る放射性物質検査体制の充実や積極的なPRなど、地域と連携した取組みを推進すること。

(5) 原発事故に伴う損害賠償の適正な実施及び迅速化について

- ① 原子力損害の賠償に関する法律第3条に基づく各被災自治体による損害賠償請求については、原子力損害賠償紛争審査会の中間指針に基づき完全賠償を実施するとともに、県境で区別することなく適切な損害賠償・費用負担を行うよう東京電力に対し強く指導すること。
- ② 被災者が公平に賠償を受けられるよう原子力損害賠償紛争解決センターが行っている和解仲介等のこれまでの事例を基に、原子力損害賠償紛争審査会の中間指針の賠償基準を明確にすること。
- ③ 原発事故により風評被害を受けた観光業者及び商工業者や、農林水産物の出

荷制限や風評被害など全ての損害について、迅速かつ適正な賠償を行うよう東京電力に対し強く指導すること。また、農産物の生産の廃業に伴って不要となる施設、機械設備の賠償方針を早期に示すよう指導すること。

- ④ 住民や企業等が自ら行った除染費用については、全額賠償するよう東京電力に対し強く指導すること。
- ⑤ 被災者に対する総合的かつ継続的な相談体制の確保を図るため、国及び東京電力が主体となり、各種窓口を一元化するとともに、総合的な判断ができる総括責任者を常駐させること。
- ⑥ 国は、住民が放射能による不安や精神的苦痛を抱えたまま生活を余儀なくされている現状を受け止め、引き続き自主的避難等に係る損害について、被害の実態に見合った賠償が行われるよう指導すること。
- ⑦ 旧屋内退避区域と旧緊急時避難準備区域における避難指示区域解除後の賠償期間の公平な取扱いを行うとともに、旧屋内退避区域に係る財物賠償について速やかに対応すること。
- ⑧ 原子力災害に係る損害賠償請求権については、全ての被災者が一律に時効の問題から救済されるよう、消滅時効の排除を規定する立法措置を講じること。
- ⑨ 放射性物質に起因する出荷制限・出荷自粛により農畜水産物等の被害を受けた生産者をはじめとした関係事業者及び風評被害を被った農畜水産物等の生産者や加工業者、観光業者や商工業者に対して、国及び東京電力の責任においてその損害に対する完全な賠償を早急に行うこと。また、被害額の算定基準の一層の明確化を図ること。
- ⑩ 出荷団体等が自主的に行っている各農畜水産物の放射性物質検査費用について、国の責任において早急に完全補償を行うこと。

(6) 医師確保対策等について

- ① 原発被災地へ不足する医師・看護師等の医療スタッフを配置するとともに、原発事故に伴い避難等指定区域以外の地域でも、医師、検査技師、看護師等の医療従事者の流出による人手不足が深刻化していることから、これら医療従事者の確保については、国の施策により早急に対策を講じること。また、私的病院の医療体制の確保を図るため、所要の財政措置を講じること。
- ② 医療機関の甲状腺検査に関する人材育成、機器整備等に対する支援を行うこと。

(7) 住民の健康確保について

- ① 全国に避難している住民も含めた内部被ばく検査環境の整備を早急に進めるとともに、ホールボディカウンターの購入費用など内部被ばく検査に係る経費及び長期的な健康管理に要する全ての費用について十分な財政措置を講じること。また、これら対策の実現に当たっては、関係自治体への説明及び意見交換を早急に行うこと。
 - ② 福島県以外での子どもに対する健康調査について、長期間にわたる低線量被ばくの健康への影響等、国としての具体的対応を早期にまとめるとともに、健康調査や内部被ばく検査に係る費用全額について、国が財政措置を講じること。
また、健康調査が生涯にわたり実施されるよう国が必要な措置を講じること。
 - ③ 「被災者生活支援等施策の推進に関する基本的な方針」において、定められた支援施策を推進する「支援対象地域」「準支援対象地域」について、「子ども・被災者生活支援法」に定める一定基準以上の放射線量が計測された地域等の基準を、合理的に説明できるものにする事。
 - ④ 校医を活用した放射線に関する教育や体力づくりなど、放射線の影響と体力低下が危惧される子どもの心身をケアする施策を実施するとともに財政支援を講じること。
 - ⑤ 全国民に対し、放射能及びその健康に及ぼす影響に関する正しい知識を啓発すること。
 - ⑥ 子どもの学習環境の整備及び健康管理のため、公立学校への空調設備（エアコン）設置費用等について、国が全額を負担すること。
 - ⑦ 原発事故に起因する病気の早期発見のため、特定健康診査及びがん検診などの市民検診の枠組みをなくし、年齢にかかわらず全ての住民に速やかに健康診断を実施できるよう特別の法制化、検診実施体制の整備・支援、各保険者の財政負担の軽減を図ること。
 - ⑧ 安定ヨウ素剤の配備及び服用方法について、事故検証を踏まえ、実効性のある対策の明確な方針を示し、都市自治体の取組に対し積極的に協力すること。
また、服用に係る免責制度や患者の補償制度を創設すること。
- (8) 自主避難者等に対する生活再建支援について
- ① 「被災者生活支援等施策の推進に関する基本的な方針」に基づき、自主避難者を含めた避難者対策を速やかに実施すること。
 - ② 福島定住等緊急支援交付金及び長期避難者生活拠点形成交付金については、被災地域の復興に向けた弾力的な運用を行うとともに、必要額を確保すること。

- ③ 避難者受入市町村の負担が生じないよう、受入に伴い生じている特例事務以外の行政サービスについても十分な財政措置を講じること。
- ④ 避難者のふるさとへの早期帰還に向けた住宅環境の整備などを早急に行うとともに、仮設住宅入居者に対する介護施設整備等、介護サービスの提供について十分な対策を講じること。

(9) 風評被害対策及び産業の流出防止対策の充実について

- ① 消費者の安全で安心な消費生活の実現を図るため、地方消費者行政活性化交付金制度を平成 26 年度以降も継続し、必要額を確保すること。また、国内外に対し放射線に関する正しい知識の啓発及び風評被害払拭に向けた積極的な広報を行うこと。
- ② 風評被害払拭のため、広報等に対する支援、国内外からの観光誘客や大規模な国際会議等の開催・誘致等幅広い施策を講じること。
- ③ 風評被害も含め、あらゆる分野において厳しい状況が続いていることから、地域経済の活性化と安定した雇用の創出を図るため、新たな企業誘致に繋がる工業団地整備に対する補助制度を創設すること。
- ④ 観光誘客を推進するため、観光道路の整備をはじめ各種施策等に要する費用について、財政措置を講じること。
- ⑤ しいたけ生産サイクルの回復と経営再建のための支援制度を創設すること。
- ⑥ 伝統工芸品産地の振興等に対する十分な支援措置を早急に講じること。

2. 原子力安全・防災対策の充実について

(1) 原発事故の徹底した検証に基づく原子力発電所の安全性の確保について

東京電力福島第一原子力発電所事故の徹底した検証に基づき、いかなる場合においても原子力発電所（使用済み燃料の中間貯蔵施設を含む）の安全が確保できるよう万全の対策を講じるとともに、新たな規制基準に基づく適合評価について、厳格なる審査の下、結果を分かりやすく説明すること。

(2) 原子力防災体制の充実強化について

- ① 原子力関係施設に対する地震・津波対策など新たな規制基準を厳格に適用することはもとより、各種防護対策の具体的な内容やプルーム通過時の被ばくを避けるための防護措置を実施する地域（P P A）についての検討結果を早急に示すなど、万全な防災対策を構築すること。また、原子力発電所に関する情報提供と説明責任を果たし、周辺住民や自治体の不安解消に努めること。

- ② 原子力災害対策指針における 30km 圏外の地域に対する原子力防災指針の見直しに当たっては、原子力防災対策の基準や対策の具体的内容を速やかに明らかにするとともに、対策実施段階での具体的な手順や方法を提示し、対策に要する費用について十分な財政措置を講じること。
- ③ 地域防災計画（原子力災害対策編）及び広域避難計画の実効性を高めるため、国は、原子力防災対策指針における未解決課題の方針を示すとともに、住民等の広域避難に係る避難先や避難ルートの決定、住民等の避難手段（バス、救急車、福祉車両、自衛隊車両等）の確保に必要な公共交通機関や実動部隊との調整、避難経路となる道路等の災害復旧や通行規制、円滑な避難を実現する経路の整備・確保に係る調整・対応の仕組みの構築など都市自治体だけでは解決が困難な課題について、国・県等が連携して支援すること。さらに、原子力防災対策の拡充強化に伴う財源を確実に措置し、速やかな事業実施に配慮すること。
- ④ 住民の安全・安心確保のため、モニタリングポストや放射線測定装置、原子力防災機材等の増設・整備を適切に行うこと。
- ⑤ 原子力発電所に隣接する都市自治体等においては、今後の原子力防災対策に多大な経費が必要になることから、適切な財政措置を講じること。
- ⑥ 「原子力発電施設等緊急時安全対策交付金」については、都市自治体の実態に十分配慮すること。
- ⑦ 通常時から都道府県、市町村及び事業間の連携を図り、危機管理体制を整えるとともに、原子力安全対策に係る情報が共有できるようにすること。
- ⑧ 放射線モニタリング体制の強化や住民の冷静な行動を促す適切な情報伝達体制の構築など、必要な財源措置を含め、実効性のある原子力防災対策を講じること。
- ⑨ 原子力施設の安全確保及び防災対策上における「安全協定」の位置付けを明確にすること。
- ⑩ 国は、安全規制に携わる人材の大幅な増強と育成を行い、現場における規制体制の強化を図るとともに、都市自治体における原子力専門職員等の配置・養成に対する支援措置を講じること。
- ⑪ 原子力発電施設以外にも放射性物質を扱う事業所及び運搬時における安全対策の徹底を図ること。

3. 中・長期的なエネルギー政策について

(1) 地球環境の保全と国民の安全・安心の確保や産業活動の発展を前提に、効率的・安定的な電力供給の確保等を図るため、中・長期的なエネルギー政策のあり方について国民的議論を尽くした上で必要な検討を行うこと。

また、大規模災害時における代替性の確保等、広域的なエネルギーインフラの整備を図ること。

(2) 原子力発電所の稼働に係る判断に当たっては、新たな規制基準に基づき、周辺地域の意見を十分に尊重すること。

真の分権型社会の実現による都市自治の確立等 に関する重点提言

基礎自治体を重視した真の分権型社会を実現するため、国は、次の事項について積極的かつ適切な措置を講じられたい。

1. 地方自治に影響を及ぼす国の政策の企画・立案、実施に際しては、「国と地方の協議の場」において、国と地方が真に対等・協力のもとに十分協議し、地方からの意見を制度設計等に的確に反映すること。

また、国はあらかじめ十分な時間的余裕をもって提案を行うとともに、具体的な事項の協議に当たっては、国と地方とが真に実効ある協議を行うため、分科会や各府省と地方との協議等の積極的な活用を図るなど、多様な地方からの意見を反映できるようにすること。

2. 都市自治体が自主的かつ自立的な行財政運営が行えるよう、真の分権型社会の実現のための改革を積極的に推進するとともに、地方が将来にわたって安定した行財政運営を行うことができるよう、基礎自治体の意見を十分に尊重した改革を行うこと。

3. 国・都道府県・市町村の役割分担を明確にし、「基礎自治体優先の原則」、「補完性・近接性の原理」に基づき、第2次一括法及び第3次一括法に盛り込まれた事項にとどまることなく、総合行政主体としての都市自治体に対して、本会が『地域の元気創造・活性化のために』（平成25年7月）において提案している土地利用関係などの具体的事項をはじめ、地方分権改革推進委員会の勧告を上回る権限移譲を行うこと。

また、国・都道府県から都市自治体への権限移譲に当たっては、都市自治体が住民に身近な事務事業や地域の実情にあった特色あるまちづくりを地域において総合的・一体的に遂行できるよう、包括的に移譲するとともに、移譲された事務を円滑に実施するため必要となる財源の確保と専門的な人材育成等の仕組みを構築すること。

4. 都市自治体の自主性・自立性の強化と条例制定権の拡大を図る見地から、法令に

よる義務付け・枠付けについては、第1次一括法、第2次一括法及び第3次一括法に盛り込まれた事項にとどまることなく、本会が提案している具体的事項をはじめ、地方分権改革推進委員会の勧告に沿って、廃止を原則とした見直しを行うとともに、新たな条例制定基準を設ける場合には、「従うべき基準」の設定を行わないこと。

また、見直しに伴う関連法令の整備に当たっては、都市自治体が条例化等に向けて参酌・検討等が行えるよう、十分な時間的余裕の確保や情報提供など適切な措置を講じること。

5. 地方が担う事務と責任に見合う税財源配分を基本とし、当面、税源移譲による国・地方の税源配分「5：5」の実現を図ることにより、地方の財政自主権を拡充すること。

また、都市自治体が行う住民生活に直結した行政サービスの財政需要の急増と多様化に迅速かつ的確に対応できるよう、一般財源を充実確保する観点から、税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系を構築すること。

6. 基礎自治体が地域の総合的な行政主体としての役割を果たすために、基礎自治体に関する法令の規定を大枠化するなど、地方自治法を抜本的に改正し、基礎自治体の組織・運営等に関する裁量権や条例制定権等の拡大を図ること。

また、「特別自治市」を含め、多様な大都市制度を創設すること。

7. 第30次地方制度調査会の答申を踏まえ、中核市・特例市制度の統合を早期に実現するとともに、指定都市及び中核市・特例市への包括的な権限移譲とそれに伴う税財源の一体的移譲を行うこと。

また、基礎自治体間における柔軟な連携を可能とする新たな仕組みを構築するとともに、制度設計にあたっては、都市自治体の意向を十分反映し、適切な財政措置を講じること。

8. まちづくりを主体的に実施する上で、土地に対する多重な規制が支障になっていることから、地域の実情に応じた土地利用を可能とするため、都市計画法や農地法をはじめとする土地利用関連法制の統一に向けた検討を早期に開始すること。

9. 新たな制度創設や制度改正を行うに当たっては、事前に地方自治体と十分協議す

るとともに、地方への速やかな情報提供等を行うほか、十分な準備期間を設けること。

また、人的体制整備のための支援策を講じるとともに、システム改修等の準備経費を含め、地方に新たな負担が生じないようにすること。

さらに、地方議会議員年金制度の廃止に伴う経費など、国の施策によって生じる負担は、全額国費で措置すること。

10. 住民訴訟制度における首長等の賠償責任については、責任要件を「故意又は重大な過失があったとき」に限定するとともに、賠償額に制限を設けることについて検討を行い、早期に制度改正を行うこと。

国による地方公務員給与削減要請に関する重点提言

本来、条例により地方が自主的に決定すべき地方公務員給与について、国は、都市自治体がこれまで国に先駆けて行ってきた総人件費の削減等の行革努力を一顧だにせず、ラスパイレス指数の単年比較のみでその引下げを要請したことは、自治の本旨にもとるものである。

加えて、国が、地方固有の財源である、地方交付税を地方公務員給与削減のための政策誘導手段として用いたことは、財政自主権をないがしろにするものであり、到底容認できるものではない。

今回の地方公務員給与削減要請は、平成 25 年度限りの臨時的・例外的な措置とされており、今後、地域経済再生に向けた取組を国・地方一丸となって進める必要がある中で、地域の消費腰折れを回避しなければならない観点からも、二度と行わないこと。

社会保障・税番号制度の円滑導入のための地方自治体支援等に関する重点提言

社会保障・税番号制度の導入を円滑に進めるため、国は、次の事項について積極的かつ適切な措置を講じられたい。

1. 制度導入及び運用等に係る国の費用負担の明確化等

(1) 番号制度は、より公平な社会保障制度の基盤を確立するための制度であるので、システムやネットワークの導入について、原則として全額を国において適切に措置すること。

また、制度導入に伴い必要となるシステム改修等に要する経費についても、地方に新たな負担が生じないようにすること。

(2) 制度の運用等に関する各種ガイドラインの策定、策定のための事前検証作業及び職員の研修経費等、地方自治体における円滑な制度導入・運用に係る費用については、国において負担すること。

2. 制度導入に伴って影響を受ける事務については、平成 28 年の利用開始に向けて、速やかに自治体現場における事前検証作業を開始すること。その作業で確認された不十分あるいは不明な部分については、対策を明らかにして政省令へ反映させるとともに、運用等に関するガイドラインを策定して地方自治体に示すこと。

また、システムの円滑な導入のために、早期に詳細なシステムの仕様を公表すること。

3. 制度の構築に当たっては、この制度が地方自治体の実施している事務に極めて重大な影響を及ぼすことから、国と地方自治体が情報を共有し、地方自治体の意見が反映されるよう十分な調整・協議を行うこと。

また、導入に当たって、混乱が生じることのないよう、国民への周知を徹底するとともに、地方自治体における既存条例との整合性に十分に配慮し、地方自治体への早期かつ十分な情報提供を行うこと。

環太平洋パートナーシップ（ＴＰＰ） 協定交渉に関する重点提言

環太平洋パートナーシップ（ＴＰＰ）協定は、国民生活に大きな影響を及ぼすものであることから、国民に対し、交渉内容に関する徹底した情報開示と明確な説明を行い、国民的議論を尽くすとともに、国益を守り、我が国の繁栄につながるよう交渉を進めること。

また、ＴＰＰ協定により打撃を受けることが懸念される国内の農林水産業や地域経済に及ぼす影響を踏まえ、米、麦、牛肉・豚肉、乳製品、甘味資源作物等の重要品目を関税撤廃の対象から除外するとともに、食料安全保障の確保、食品の安全・安心の確保、国民皆保険制度の維持をはじめ、医療・社会福祉、政府調達等の各分野への懸念が現実のものとならないよう万全の体制で臨むこと。

併せて、「日本再興戦略」に掲げた農林水産業の競争力強化に向けた取組を着実に実行するとともに、「農林水産業・地域の活力創造本部」において、今後の施策を早期に明らかにし、食料自給率の向上に資する農林水産関連施策の一層の充実並びに持続可能な力強い農林水産業を確立されたい。

都市税財源の充実確保に関する重点提言

今日の地方財政は、社会保障関係費の自然増や防災・減災事業、地域の活性化等の課題に対応するために必要な財源が年々増加していることなどにより、徹底した行財政改革に努力しているにもかかわらず、なお巨額の財源不足が生じており、本来は、地方交付税の法定率の引上げ等により対処すべきところを臨時財政対策債等による財源補てん措置により一般財源総額が確保されているのが現状である。

よって、国は、都市自治体の実態を踏まえ、安定的な財政運営に資するための都市税財源の充実強化について、次の事項の早期実現のため、適切な措置を講じられたい。

記

1. 地方税財源の充実強化

- (1) 地方が担う事務と責任に見合う税財源配分を基本とし、当面、税源移譲による国・地方の税源配分「5：5」の実現を図ることにより、地方の財政自主権を拡充すること。

また、都市自治体が行う住民生活に直結した行政サービスの財政需要の急増と多様化に迅速かつ的確に対応できるよう、一般財源を充実確保する観点から、税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系を構築すること。

- (2) 消費税率（国・地方）の引上げについては、持続的な社会保障制度を構築し、その安定財源を確保する観点から、平成 27 年 10 月からの措置についても法の規定に基づき適切に対応すること。
- (3) 消費税率（国・地方）の引上げによる地方消費税の充実と併せて、地方法人課税の在り方を見直すことにより税源の偏在性を是正する方策を講じるとされているが、その具体的な制度設計等の検討に当たっては、都市自治体の意見を十分に踏まえて行うべきである。その際、企業誘致や地域の産業経済の活性化のための様々な施策を通じて税源涵養を図っている都市自治体の努力が報われる税制を堅持すること。
- (4) 自動車取得税については、その税収の 7 割が市町村に交付されている貴重な財

源であることから、その見直しに当たっては、都市財政運営に支障が生じることのないよう、安定的な代替財源を必ず確保し、この措置が同時に実施されない限りは、現行制度を堅持すること。

また、自動車重量税についても、税収の4割が市町村に譲与されている現状を踏まえ、その見直しに当たっては、都市財政運営に支障が生じることのないよう、所要の財源を確保すること。

- (5) 固定資産税は、市町村税収の大宗を占める重要な基幹税目であり、市町村の行政サービスを支えるうえで不可欠なものとなっていることから、引き続き、その安定的確保を図ること。

とりわけ、償却資産に対する課税については、国の経済対策等の観点から、制度の根幹を揺るがす見直しは断じて行うべきではなく、現行制度を堅持すること。

- (6) ゴルフ場利用税については、その税収の7割が交付金としてゴルフ場所在市町村に交付されており、ゴルフ場関連の財政需要に要する貴重な財源となっていることから、現行制度を堅持すること。

- (7) 地球温暖化対策のための税については、地球温暖化対策など環境施策において都市自治体の果たしている役割及び財政負担を十分勘案し、その役割等に応じた税財源を確保する仕組みとすること。

2. 地方交付税総額の確保等

- (1) 都市自治体が直面している医療、介護、子育て等社会保障などの経常的行政サービスや、道路・橋梁、学校等の改修費用などの増大、地域の人口動態や行政区域の拡大等に伴う都市自治体の財政需要を的確に地方財政計画に反映させ、必要な地方交付税総額を確保し、地方公共団体の財源の不均衡を調整し、どの地域に住む国民にも一定の行政サービスを提供できるよう財源を保障する地方交付税の持つ財源調整・財源保障の両機能を強化すること。

- (2) 地方財政計画における歳出特別枠については、地域経済の活性化に必要な財源等を確保するため、国の歳出削減を目的とした一方的な減額は行わないこと。

- (3) 恒常的な地方交付税の財源不足については、臨時財政対策債によることなく、地方交付税の法定率の引上げ等により対応するとともに、地方自治体の固有財源である「地方交付税」を特会直入とする「地方共有税」に変更すること。

- (4) 「頑張る地方の支援」の算定については、行革努力と地域活性化の成果の二つの観点から適切な指標を設定するとされているが、地方の固有財源である地方交

付税の本来の機能を低下させることがないよう配慮すること。

3. 国庫補助負担金の改革

国庫補助負担金については、地方分権の理念に沿って、国と地方の役割分担を明確化したうえで、真に国が責任をもって負担すべき分野を除き廃止し、税源移譲を行うこと。

また、地方の自由度の拡大につながらない補助率の引下げや補助対象の縮減等地方への一方的な負担転嫁は断じて行わないこと。

なお、制度の見直しに当たっては、地方の意見を十分に反映させること。

4. 消費税率の引上げに伴う簡素な給付措置の実施

- (1) 簡素な給付措置の実施に当たっては、都市自治体の行財政運営に支障が生じることのないよう、国の責任において、具体的な実施方法やスケジュール等を早期に示すこと。
- (2) 制度設計については、都市自治体の意見を十分に踏まえるとともに、給付に係る経費については、超過負担が生じることのないよう、事務費を含めて、国において確実に負担すること。
- (3) 住民に正しい情報が伝わるよう、国の責任において、様々な機会及び媒体を通じた情報提供を行い、周知徹底を図ること。

介護保険制度に関する重点提言

介護保険制度の円滑な運営を図るため、国は、特に次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 財政運営について

介護保険財政の健全な運営のため、都市自治体の個々の実態を考慮しつつ、将来にわたって都市自治体の財政負担が過重とならないよう、国費負担割合を引き上げること。

また、調整交付金は別枠化すること。

2. 低所得者対策等について

低所得者に対する介護保険料や利用料の軽減策については、国の責任において、財政措置を含め総合的かつ統一的な対策を講じるよう、抜本的な見直しを行うこと。

特に、社会保障・税一体改革による低所得者保険料の軽減強化のための1,300億円は確実に確保すること。

3. 次期制度改正について

「持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律案」に基づき、制度改正を行うに当たっては、特に次の事項について、適切な措置を講じること。

(1) 介護予防給付の地域支援事業への移行については、市町村の財政力や基盤整備の状況が異なる実情等を踏まえて検討し、結論を得ること。

その際、介護予防サービスを受けている要支援者が継続して同様のサービスを受けられること、地域の実情に応じて安定的に事業実施できるよう適切な支援と十分な財政措置を講じること、利用者に混乱が生じないよう十分な準備期間の設定と周知・広報を行うことについて、十分配慮すること。

また、事業費の枠を設定することについては、市町村において多様な取組みにより真に介護予防に効果がある事業の実施が求められていることを踏まえ、弾力的な対応を図ること。

(2) サービス付き高齢者向け住宅や救護施設等の福祉施設については、「住所地特

例」の対象とすること。

- (3) 地域包括ケアシステムの構築に当たっては、国の責任において、当該システムの中核を担う医療・介護・予防・生活支援等における人材の確保・育成の推進を図ること。また、地域において医療・介護等関係機関の連携が図られるよう、十分な支援策を講じること。
- (4) 特別養護老人ホームの入所者を要介護3以上に限定することについては、既入所者の継続入所に配慮すること。また、市町村における施設サービスや居宅サービスの整備状況は様々であり、全国一律に実施することは困難であることから、地域の実態を十分検証したうえで、結論を得ること。
- (5) 小規模型通所介護の地域密着型サービスへの移行及び居宅介護支援事業所の指定権限の市町村への移譲については、地域により介護基盤の態様が異なることや、新たな事務が発生することを踏まえ、市町村の実務者と十分協議したうえで、対応可能な市町村から段階的に実施できるようにすること。

国民健康保険制度等に関する重点提言

国民健康保険制度及び後期高齢者医療制度の健全な運営を図るため、国は、特に次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 医療制度改革について

(1) 国保の構造的問題に対応し、財政基盤の強化を図り、持続可能な制度として、施行時期を明確にしたうえで、早急に都道府県を保険者とし、市町村との適切な役割分担のもと、国保制度の再編・統合を行うこと。

あわせて、将来的には、すべての国民を対象とする医療保険制度の一本化に向け、抜本改革を実施すること。

(2) 新たな制度への移行に際しては、都市自治体の意見を十分反映させるとともに、被保険者や現場に混乱を招かないよう、十分な準備・広報期間の設定や速やかな情報提供を行うこと。

(3) 医療制度改革に伴い、市町村の負担増は決して招かないよう、国の責任において万全の対策を講じること。

特に、新制度発足に伴って発生・波及するシステム経費等については、超過負担を招かないよう必要な額を確実に確保すること。

また、新たなシステム設計については、新制度が円滑に運用できるよう、都市自治体の意見を十分に踏まえ、国の責任において構築するとともに、十分な準備・検証期間を確保すること。

2. 国民健康保険制度について

(1) 新制度に移行するまでの間、国保の安定的かつ持続的運営ができるよう、都道府県と市町村の適切な役割分担のもと国保の広域化を推進するとともに、国庫負担割合の引上げなど国保財政基盤の拡充・強化を図り、国の責任と負担において、実効ある措置を講じること。

特に、低所得者層に対する負担軽減策を拡充・強化するとともに、低所得者を多く抱える保険者への支援を強化すること。

(2) 国保は、被用者保険からの退職者等、前期高齢者の大半を受け入れているため、財政的な構造問題を多く抱えている。その解決に向けて、財政基盤を強化するた

め、消費税引上げによる2,200億円を早急に充当するとともに、後期高齢者支援金への全面総報酬割により生じる財源を国保の支援に優先的に活用すること。

- (3) 各種医療費助成制度等市町村単独事業の実施に伴う療養給付費負担金及び普通調整交付金の減額措置を廃止すること。
- (4) 特定健康診査・特定保健指導の実施率等による後期高齢者支援金の加算・減算措置を撤廃すること。
- (5) 度重なる制度改正等により、市町村の事務負担が増加していることから、事務の効率化を図ること。特に、資格を喪失した被保険者の受診に伴う過誤調整について、被保険者を介さず保険者間において直接処理できるよう措置を講じること。

3. 後期高齢者医療制度について

後期高齢者医療制度の円滑な運営を図るため、保険料の上昇を抑制する措置を引き続き継続するとともに、国の責任において十分な財政措置を講じること。

地域医療・福祉施策に関する重点提言

地域医療・福祉施策の充実強化を図るため、国は、特に次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 医師・看護師等の確保対策及び地域医療の充実について

(1) 産科医・小児科医・外科医・麻酔科医等をはじめとする医師、看護師等の不足や地域間・診療科間等の医師偏在の実態を踏まえ、安心して質の高い医療サービスの安定的な提供を実効あるものとするとともに、医学部を新設して地域に根差した医師を養成するなど、地域を支える医師・看護師等の絶対数を確保するべく即効性のある施策及び十分な財政措置を早急に講じること。

また、病院勤務医及び看護師等の労働環境の改善を図るための支援策及び十分な財政措置を講じること。

(2) 医師に一定期間、地域医療従事を義務付けるなど、医師を地方に派遣する仕組みについて検討すること。

(3) 自治体病院をはじめ地域の中核病院について、地域の実態に応じた医療の確保や経営基盤の安定化を図るため、十分な財政措置等を講じるとともに、規模の縮小及び廃止を余儀なくされている病院等に対し、適切な措置を講じること。

また、小児救急医療をはじめとする救急医療及び周産期医療の体制整備・運営等の充実強化を図るため、実効ある施策と十分な財政措置を講じること。

(4) 女性特有のがんをはじめとするがん検診推進事業を継続するとともに、国の責任において、適切かつ十分な財政措置を講じること。

(5) 水痘、おたふくかぜ、成人用肺炎球菌及びB型肝炎ワクチン等について、早期に定期接種として位置付けるとともに、既に定期接種化されているワクチンと合わせ、十分な財政措置を講じること。

2. 少子化対策の充実について

(1) 総合的な子育て支援策について

① 子ども・子育て支援新制度の実施主体である都市自治体が地域のニーズに基づき総合的な子育て支援施策を展開することが可能となるよう、税制抜本改革以外の財源も含めて1兆円超の財源を確実に確保すること。

また、新制度の本格施行に向け、その詳細を検討するに当たっては、都市自治体と丁寧な協議を行い、その意見を十分反映すること。

- ② 利用者、事業者及び都市自治体が子ども・子育て支援新制度に円滑に移行できるよう、利用者等に対する周知と都市自治体への速やかな情報提供に努めること。あわせて、事務的経費等について必要な財政措置を講じること。
- (2) 安心こども基金について、必要な財源を確保したうえで継続するとともに、当該基金の対象事業の拡充を図ること。
- (3) 保育対策について
- ① 保育所待機児童の解消や耐震化を含む保育所施設整備等のため、地域の実態を十分に踏まえ、財政措置の拡充を図ること。
 - ② 多様な保育サービスの提供や保育所の適正な運営を確保するため、保育所運営費等について地域の実情に即した十分な財政措置を講じるとともに、保育士の処遇改善に向けた支援の拡充や児童福祉施設最低基準の適切な見直しを行うこと。
- また、病児・病後児保育等を安定的に実施できるよう財政措置の拡充を図ること。
- (4) 子どもの医療費無料化制度を創設すること。

3. 障害者施策の充実について

- (1) 障害者総合支援法に基づく制度の詳細の検討に当たっては、関係者や都市自治体の意見を十分に踏まえ、障害者の生活が保障された安定的な制度とすること。
- また、都市自治体、利用者及び事業者等が新制度に円滑に移行できるよう、制度設計の速やかな情報提供等に十分配慮するとともに、移行に要するシステム改修費等の諸費用について十分な財政措置を講じること。
- (2) 障害者の自立と社会参加に向けた施策の充実を図るため、自立支援給付、地域生活支援事業、障害児通所支援事業、相談支援事業等について、都市自治体の超過負担が生じないように、地域の実態を踏まえ、十分な財政措置を講じるとともに、障害特性等を考慮した障害福祉サービスや相談支援体制の充実等を図ること。
- (3) 事業者による安定的な事業運営及びサービス提供が可能となるよう、サービスの利用実態等を十分踏まえ、報酬単価の見直しや財政措置の拡充を含め、必要な措置を講じること。

生活保護制度等に関する重点提言

生活保護制度等の充実強化を図るため、国は、特に次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 生活保護制度の見直しについては、受給者が増加し続けている都市自治体の危機的状況に対処し、必要な人には確実に保護を実施するという基本的な考え方を維持しつつ、今後とも制度が国民の信頼に応えることができるよう、必要な法整備を行い、就労による自立の促進、不正受給対策の強化、医療扶助の適正化等を実施するための所要の措置を講じること。

また、最後のセーフティネットとして持続可能な制度とするため、今後も都市自治体と協議し、その意見を制度に反映すること。

2. 生活困窮者自立支援制度を円滑に運営するためには、相当の財源とマンパワーを要することや、関係機関の機能と役割の整理が必要であること等から、本格施行に向けた詳細の検討に当たっては、都市自治体をはじめ、現場を担う社会福祉協議会や社会福祉法人、NPO等の関係者と丁寧に協議を行い、その意見を十分反映すること。

また、制度を円滑に施行し、生活困窮者が必要な支援を受けることができるよう、国民や都市自治体等の関係者に対し、十分な周知を図ること。

3. 生活保護に係る財源負担については、生活保護が憲法に基づき、国が保障するナショナルミニマムに関わる事項であることから、本来全額国庫負担とすべきであること。

なお、それまでの間、急激な受給世帯増加による都市自治体の負担増に対し、十分な財政措置を講じること。

廃棄物・リサイクル対策に関する重点提言

廃棄物・リサイクル対策の充実強化を図るため、国は、特に次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 循環型社会を実現するため、拡大生産者責任の強化を図るとともに、都市自治体に配慮したより良い廃棄物・リサイクル制度を構築するべく、十分な財政措置を講じたうえで、現行のリサイクル制度の検証と併せ、新たなリサイクル制度等について検討すること。

2. 循環型社会形成推進交付金について

(1) 循環型社会形成推進交付金について、都市自治体に対し交付申請額が満額交付されるよう、所要額を確実に確保すること。

また、廃棄物処理施設の整備をはじめ基幹的改良や修繕等に係る支援措置を更に充実させること。

(2) 廃棄物処理施設の解体撤去工事費について、解体のみの場合や跡地が廃棄物処理施設以外に利用される場合等も循環型社会形成推進交付金の交付対象とするなど、財政措置の拡充を図ること。

3. 家電リサイクル制度について

(1) リサイクル費用については、製品購入時に支払う「前払い方式」に改めること。

また、対象品目の更なる拡大を図ること。

(2) 不法投棄された廃家電製品の収集運搬費用、リサイクル費用については、拡大生産者責任の原則に基づき、事業者が負担する仕組みとすること。

4. 容器包装リサイクル制度について

拡大生産者責任の原則に基づき、事業者責任の強化・明確化を図るとともに、都市自治体と事業者等との役割分担及び費用負担を適切に見直すこと。

特に、都市自治体の収集運搬、選別保管に係る費用負担を軽減すること。

義務教育施策等に関する重点提言

義務教育施策等の充実を図るため、国は、特に次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 公立学校施設に係る耐震補強事業等に対する財政措置の強化

- (1) 公立学校施設等の耐震化事業及び耐震補強事業と同一棟の改修工事等を一体的かつ計画的に推進できるよう、必要な財源を確保するとともに、財政措置の拡充を図ること。

特に、補助単価等については、地域の実態に即した見直しを行うこと。

- (2) 公立学校施設について、都市自治体が新增築・老朽化対策等を計画的に推進できるよう、所要の予算を確保するとともに、財政措置の拡充を図ること。

また、補助単価等について、地域の実態に即した見直しを行うこと。

2. 分権型教育の推進について

- (1) 公立小中学校教職員の人事権について、広域的な人事交流の仕組みを構築するとともに、中核市をはじめとする都市自治体に所要の税財源措置と併せて人事権を移譲すること。
- (2) 都市自治体が地域のニーズに応じた独自の教育施策を展開することができるよう、学級編制権及び教職員定数決定権等を所要の税財源措置と併せて都市自治体に移譲すること。
- (3) 教育委員会の設置について、選択制を導入すること。

3. 地域に応じたきめ細やかな指導が行えるよう、少人数学級の推進等に向け、法改正等により学級編制及び教職員定数の標準を見直すとともに、所要の税財源措置を講じること。

4. 普通学級に在籍する障害児や、LD（学習障害）、ADHD（注意欠陥・多動性障害）等の児童生徒に対する教員、特別支援教育支援員等の適正配置や施設整備等について、十分な財政措置を講じるなど、特別支援教育の充実を図ること。

公共事業の充実に関する重点提言

公共事業を円滑に推進するため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 「社会資本整備総合交付金」及び「防災・安全交付金」については、地方の社会資本整備や災害対策が計画的に進捗するよう、十分な予算を確保するとともに、採択基準の緩和など対象メニューの拡充を図ること。

また、両交付金制度の運用に当たっては、都市自治体が活用しやすい仕組みにするとともに、事務の簡素化に配慮すること。

2. 公共施設の老朽化に伴う維持管理・更新に対する財政措置を拡充するとともに、機能の集約化・複合化による公共施設の更新（再生）を実施する際には、省庁の規制に捉われない施設整備計画を認めること。

道路整備財源の確保等に関する重点提言

都市生活を支える重要な基盤施設である道路の整備を促進するため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 地方が真に必要とする道路整備が引き続き計画的に実施できるよう、地方の意見を踏まえ、必要な財源の充実強化を図ること。
2. 高速自動車国道、一般国道、地方道等におけるミッシングリンクを解消し、有機的なネットワークを形成するとともに、大規模災害時における代替性や広域的な医療サービスの提供等を考慮した円滑な交通体系を確立するため、その整備に当たっては、地域の実情を十分勘案して必要な財源を確保し、早期の完成を図ること。
3. 道路・橋梁等の長寿命化が図れるよう、耐震化、維持管理・更新等に対する防災・安全交付金等の補助制度及び地方債措置の拡充など財政措置を充実すること。

空き家・空き建築物対策の充実に関する重点提言

空き家・空き建築物の解体撤去等、適正管理を図るため、国は、特に次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 管理放棄された住宅等については、住民の安全を守る観点などから、都市自治体等が直接かつ容易に解体撤去等が行えるよう法整備を図るとともに、その費用について財政措置を講じること。

また、所有者等の利活用・除却を推進するための制度を拡充すること。

2. 「空き家再生等推進事業」については、地域の実情を踏まえ、平成 26 年度以降も適用地域の拡大を図ること。

運輸・交通政策の推進に関する重点提言

運輸・交通施策の更なる推進及び地域生活交通の維持、地域の振興を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 整備新幹線の利便性の向上を図るとともに、建設財源を安定的に確保し、早期開業を目指すこと。

また、基本計画に定めている未整備区間の事業化実現に向けて取り組むこと。

さらに、リニア中央新幹線の早期開業に向け、関係団体と連携した事業推進を図るとともに、関連施設の整備に対する適切な財政措置等を講じること。

2. 主要幹線鉄道、都市鉄道、地方鉄道及びLRT、フリーゲージトレイン等の鉄軌道の利便性の向上及び関連施設の整備促進に必要な財政支援措置を講じること。

3. 地域公共交通活性化策への支援の充実

(1) 地域住民の生活に不可欠な移動手段を確保し、小規模な都市自治体でも安心して日常生活、社会生活が送れるよう、真に地域が必要とする公共交通ネットワークの形成を図るとともに、必要な財政支援措置を講じること。

また、交通政策基本法を早期に成立させるとともに、関連施策の着実な推進及び財政支援措置を拡充すること。

(2) 生活交通の利用環境を改善するため、鉄道駅等のバリアフリー化の推進について、十分な予算を確保するとともに、財政支援措置を講じること。

(3) 地域住民の生活に必要不可欠であり、最も身近な交通機関である地方バス路線やコミュニティバス路線等が安定的に維持できるよう、地域の実情に応じ、車両の保安基準を緩和するなど法制度の弾力的運用を図るとともに、恒久的な財政支援措置を講じること。

また、「地域公共交通確保維持改善事業費補助金」の補助要件を緩和し、対象事業を拡大するなど、支援体制の拡充を図ること。

(4) 島しょ部の生活交通として欠かせない離島航路を維持・確保することができるよう、離島航路整備施策の充実を図るとともに、積極的かつ恒久的な財政支援措置等を講じること。

4. 港湾整備事業の推進

(1) 「港湾整備事業」及び「海岸整備事業」の促進を図るため、必要な予算を確保すること。

また、その整備に当たっては、物流機能の確保、災害時の避難機能の確保及び海上輸送網の維持等、国土強靱化の取組を推進すること。

(2) 国際戦略港湾及び国際拠点港湾において、ハブ機能の強化に向けたインフラ整備や港湾運営主体の強化等のハード・ソフト一体となった総合的な施策を集中することにより、国際競争力の強化を図ること。

(3) 既存港湾施設や海岸保全施設の有効活用を図るため、延命化・長寿命化に資する維持管理・更新に対する財政措置を充実すること。

農林水産政策の推進に関する重点提言

農林水産業の持続的発展と長期的な安定を図るため、国は、地域の事情を勘案しつつ、特に次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 経営所得安定対策及び日本型直接支払制度の確立

(1) 経営所得安定対策の平成 26 年度以降のあり方の検討に当たっては、真に農業者の経営安定に資する制度とするために、地域の特性や実情を反映し、農業者及び都市自治体の意見を十分に尊重すること。

また、農業者等が安心して農業に取り組むことができるよう、制度を法制化し、十分な周知・移行期間を設けるとともに、事務手続の簡素化を図ること。

(2) 日本型直接支払制度の導入に当たっては、都市自治体及び農家等の負担軽減を図り、取り組み易い事業とし、現行制度からの更なる充実強化を図ること。

また、新制度の基礎となる農地等に関する情報の整理を促進すること。

2. 人・農地プランを法制化するとともに、作成手続の簡素化を図ること。

また、「新規就農・経営承継総合支援事業」及び「経営体育成支援事業」の対象要件を緩和するとともに、制度の充実を図ること。

3. 農業農村整備事業の推進

(1) 農業生産基盤整備及び農村生活環境基盤整備等を計画的かつ円滑に推進するため、農業農村整備に係る諸施策の充実強化を図るとともに、必要な予算を確保すること。

また、農業生産基盤及び農村生活環境基盤等の保全管理についても計画的かつ円滑に推進できるよう保全管理に係る制度を拡充するとともに、国、都道府県、市町村、土地改良区等の役割分担のあり方を十分議論し、必要な予算を確保すること。

(2) 頻発する災害に対する備えを強化し、安全で快適な農村をつくるため、農地と農業用施設の防災・減災対策の充実強化を図ること。

4. 生乳消費量の伸び悩みや飼料の高騰など畜産・酪農業を取り巻く環境が厳しいことから、配合飼料価格安定対策を推進すること。

また、自給飼料基盤に立脚した畜産・酪農経営を行うため、国産飼料の生産・利用に向けた取組を一層推進するなど、更なる経営安定対策を講じること。

さらに、畜産関連施設の整備や維持管理に係る支援措置を拡充すること。

5. 経済連携協定（E P A）や自由貿易協定（F T A）交渉等においては、国内の農林水産業や地域経済に及ぼす影響を踏まえ、米、小麦、乳製品をはじめとする重要品目を関税撤廃の対象から除外すること。

6. 鳥獣被害防止対策の充実強化

（1）鳥獣被害の深刻化・広域化に対応するため、「鳥獣被害防止総合対策」を平成26年度以降も継続的な制度とするとともに、必要な予算を確保すること。

併せて、地域の実情に応じて弾力的な運用ができるよう事業メニューを拡充するとともに、補助率や配分基準等の見直しを行うなど、より一層の財政支援措置を講じること。

また、個体数抑制に向けた捕獲活動を集中的かつ円滑に実施するため、捕獲従事者の負担軽減を図ること。

（2）野生鳥獣による生活環境、農林水産業及び生態系に係る被害が一層深刻な状況にあることから、森林の生態系等環境問題とも連携した駆除・防除対策の調査研究を行うとともに、個体数管理、生息環境管理及び被害防除対策を一層推進し、安全かつ効率的・効果的な対策を講じること。

7. 森林整備対策等の充実強化

（1）国土保全、水源涵養、地球温暖化防止、景観形成など森林が持つ多面的機能を継続的かつ安定的に維持・発揮するために必要な財政支援措置を講じること。

（2）森林整備のための担い手の確保、育成事業の推進を図るとともに、私有林の整備については森林所有者等が取り組みやすい有効な手法を導入すること。

また、木材価格の低迷に対応した支援制度を創設すること。

（3）森林の保全や災害防止に当たっては、必要な財源を確保し、境界の明確化、間伐、路網整備、竹林整備、治山事業等を促進するとともに、森林再生に向けた財政措置を拡充すること。

（4）国産材利用を推進するため、公共施設等の木造化に対する助成など、財政支援措置の拡充を図ること。

また、再生可能エネルギーとして木質バイオマス利活用等の推進・普及のための財政支援措置を拡充すること。

8. 「水産基本法」に則り、水産業の経営安定・体質強化対策及び水産物の加工・流通・消費対策並びに水産資源の回復・管理対策をより一層強化すること。

また、漁港施設の老朽化対策並びに防災・減災対策をはじめとする水産基盤整備の充実強化を図るとともに、十分な予算を確保すること。

9. 農林水産業の経営安定と農林水産施策の総合的な推進を図るため、燃油価格高騰対策をより一層強化すること。

併せて、農林漁業用輸入A重油に係る石油石炭税の免税措置及び農林漁業用国産A重油に係る石油石炭税相当額の還付措置並びに農林漁業者等の軽油引取税の課税免除の特例措置等を恒久化するなど、農林漁業者の負担軽減措置を拡充すること。

地域経済の活性化に関する重点提言

デフレと景気低迷からの脱却及び地域経済の活性化等を図るため、国は、特に次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 強い経済を取り戻すため、長期にわたるデフレと景気低迷からの早期脱却に全力で取り組み、国内投資を拡大し、雇用の創出を図り、消費の拡大に繋がる抜本的で有効な経済対策を実施すること。

また、国は、地域経済を支える中小企業の経営基盤強化に向けた支援措置の充実を図るとともに、都市自治体等が独自に実施する地域経済の振興策について財政支援措置を講じること。

2. 国内産業の流出防止と地域経済の活性化、さらには生産拠点の分散促進による災害に強い国内産業体制を構築するため、産業団地の造成・再整備、企業誘致に対する支援体制の構築や財政支援措置を講じること。

また、企業立地が一層促進されるよう、企業立地及び進出環境の更なる改善を図ること。

3. 厳しい景況下にある中小・零細企業を支援するため、「セーフティネット保証制度」の認定基準の緩和や「小口零細企業保証制度」の継続・拡大等の金融支援制度の充実並びに税制上の優遇措置の拡大を図ること。

また、後継者不足などの課題を抱える伝統工芸品産業等の中小・零細企業について、企業の能力や地域資源を活用し、将来にわたり事業を維持・発展させることができるよう、引き続き人的支援を含む総合的な財政支援措置を講じること。

さらに、消費税増税の際には、景気対策等、中小・零細企業への影響を考慮した支援を行うこと。

4. 地球温暖化対策や環境分野への投資による景気対策、並びに安定的な電力供給体制の整備促進を図るため、再生可能エネルギー等の導入に係る関係法令の手続きの簡素化や補助制度の拡充等、総合的な財政支援措置を講じること。

また、公共施設、耕作放棄地等未利用地及び農業用水路等への再生可能エネルギーの導入促進を図るため、関係法令等における規制緩和を行うこと。

5. 「電源立地地域対策交付金」（水力発電施設周辺地域交付金相当分）について、交付限度額等の拡充、事務手続の簡素化及び制度の恒久化を図ること。

また、電気の安定供給に寄与する本交付金については、弾力的に活用できるよう制度の改善を図ること。

6. 外国人観光客の受入れなど、都市自治体が行う観光振興策に対して、総合的な財政支援措置を講じること。